

「宇治市子ども・子育て支援事業計画」及び「宇治市子どもの貧困対策推進計画」における令和6年度の主な取り組み状況について

1. 【新規】保育環境改善事業

(保育支援課)

国実施の使用済みおむつの処分に関する調査に基づき、保育士や保護者の負担軽減に向けて、保育所等における使用済みおむつの施設処分の実施を支援する事業である。

公立保育所においては、処分用ごみ袋及び保管用ごみ箱を設置し、市の収集運搬で回収・処分を行う。民間保育所等においては、運営補助金の補助項目に「紙おむつ処分費補助金」を創設し、0歳から2歳児にかかる使用済み紙おむつの処分費の一部を補助する。

2. 【拡充】民間保育所等運営費

(保育支援課)

民間保育施設で児童を受け入れた場合に要する費用や民間保育施設における保育条件の向上のための支援を行う事業である。

令和6年度は、「こども未来戦略」に基づき、4・5歳児の職員配置基準を30対1から25対1へと改善した施設に対し、それに対応する公定価格上の新たな加算措置(4歳以上児配置改善加算)を実施する。

3. 【拡充】障害児保育事業補助金

(保育支援課)

集団保育を行う上で特別な配慮や支援を必要とする児童に対して、教育・保育の充実に目的として保育施設職員を配置し、対象となる児童の受け入れと保育サービスの向上、発達の保障を図る施設に対し、必要な経費を補助する事業である。

令和6年度は、従来の補助区分の単価(月額)を増額することに加え、医療的ケア児の受入に伴う看護師等の配置に対する補助単価を増額し、また、保育士等が認定特定行為業務従事者となるための研修受講費用についての補助制度を創設する。

4. 【拡充】保育士確保対策強化事業費

(保育支援課)

本事業は、保育人材の確保により待機児童の解消を図るため、保育人材確保事業を実施する施設に対し必要な経費を補助する事業で、「保育体制強化事業補助金」または「保育補助者雇上強化事業補助金」のいずれか選択制である。

令和6年度は、「保育補助者雇上強化事業補助金」の補助対象である保育補助者を拡充し、従来の保育士資格を有していない者に加え、現に保育士として就業していない保育士(潜在保育士)も新たに対象とする。

5. 【新規】こども誰でも通園事業費

(保育支援課)

こども未来戦略の加速化プランの具体的な施策の一つである“こども誰でも通園制度(仮称)”について、令和8年度の本格実施を見据え、本市において令和6年度に試行的事業を実施する。

こども誰でも通園制度は、全てのこども・子育て世帯を対象とした保育の拡充を目的としており、こどもの育ちを応援しこどもの良質な成育環境を整備するとともに、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度となる。

試行実施については、民間保育所等において事業実施となり、事業運営経費に対し、その一部について受入児童数に応じた補助を行うものである。

6. 【新規】放課後児童健全育成事業補助金

(こども福祉課)

児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を運営する社会福祉法人又は学校法人に対する補助を行うことによって、民間学童保育の経営安定・受け入れ強化を促し、市が実施する放課後児童健全育成事業の待機児童の解消を図る。

【補助内容】

(1) 定額補助

新規法人の参入を促すため、児童の人数を問わず、1クラス運営規模の民間学童に対し、2,400千円の定額補助を実施

(2) 人数加算

複数クラス運営規模の実施に対して、経営の安定化・受け入れ強化を促すため、月額5,000円/人を補助

ただし、1クラス運営を年間480人(月40人×12か月)とし、それを超える人数に対して補助を実施

7. 【新規】おたふくかぜ予防接種事業費

(保健推進課)

任意接種であるおたふくかぜワクチンの予防接種費用の一部を助成することで、おたふくかぜやおたふくかぜが原因となる疾病を予防するとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。

【助成額】3,000円

【助成回数】1回

【対象者】令和5年4月1日以降に出生した者で、満1歳以上2歳未満の幼児

ただし、おたふくかぜにかかったことのある幼児、既におたふくかぜワクチンの予防接種歴がある幼児を除く

8 . 【新規】 1 か月児健康診査事業費

(保健推進課)

疾病予後の改善が見込まれる身体疾患が顕在化する 1 か月児に対して健康診査を行い、疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことでその進行を未然に防止するとともに、養育環境を評価し、養育者への育児に関する助言を行い、もって乳児の健康の保持及び増進を図る。

【助成額】 5,475円

【助成回数】 1回

【対象者】 令和6年4月1日以降に出生し、生後27日を超え、生後6週に達しない乳児